

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年7月17日(2014.7.17)

【公表番号】特表2013-501011(P2013-501011A)

【公表日】平成25年1月10日(2013.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2013-002

【出願番号】特願2012-523223(P2012-523223)

【国際特許分類】

A 6 1 K 6/00 (2006.01)

A 6 1 K 6/06 (2006.01)

A 6 1 K 6/08 (2006.01)

A 6 1 K 6/083 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 6/00 A

A 6 1 K 6/06

A 6 1 K 6/08 H

A 6 1 K 6/083 5 0 0

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 4

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 4】

本発明の構成は、充填複合材、美観用複合材、義歯材質、人工歯、印象材、保護塗料、穴埋め材料、象牙質接合剤といったものの中で、又はこれらのものとして使用するのに、また獣医学における蹄材料に適している。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

無機粒子又は有機ポリマービーズに施与された、少なくとも1種の抗微生物性作用物質を含有する、歯科材料に抗微生物特性を付与するための歯科材料であって、前記歯科材料は、複合材料、補綴用ベース材料、接着剤、塗料、及び封止剤の群から選択され、

前記作用物質は、前記粒子又は前記ポリマービーズに、双極子-双極子の相互作用、双極子-誘起双極子の相互作用、誘起双極子-誘起双極子の相互作用の群から選択されるイオン性相互作用又はファンデルワールス力によって、吸着又は結合されており、

前記作用物質が、イミノピリジニウム誘導体、オクテニジン塩、デカリニウム塩、サンギナリン、及びA k a c i d (登録商標)から成る群に属する、前記歯科材料。

【請求項2】

メタクリレート及びアクリレートの群からの重合可能なモノマーを少なくとも1種含有することを特徴とする、請求項1に記載の歯科材料。

【請求項3】

前記無機粒子が、歯科用充填材である、請求項1に記載の歯科材料。

**【請求項 4】**

前記歯科用充填材が、バリウム - アルミニウム - ケイ酸塩 - ガラス、 $\text{SiO}_2$ 、 $\text{ZrO}_2$ 、及び $\text{YbF}_3$ から成る群に属する、請求項2に記載の歯科材料。

**【請求項 5】**

前記無機担体物質若しくは前記有機担体物質の直径が、 $50\text{ }\mu\text{m}$ 未満であることを特徴とする、請求項1から4までのいずれか1項に記載の歯科材料。

**【請求項 6】**

前記無機担体物質若しくは前記有機担体物質の直径が、 $10\text{ }\mu\text{m}$ 未満であることを特徴とする、請求項1から5までのいずれか1項に記載の歯科材料。

**【請求項 7】**

前記無機担体物質若しくは前記有機担体物質の直径が、 $2\text{ }\mu\text{m}$ 未満であることを特徴とする、請求項1から6までのいずれか1項に記載の歯科材料。

**【請求項 8】**

前記無機担体物質が、 $\text{SiO}_2$ から成ることを特徴とする、請求項1から7までのいずれか1項に記載の歯科材料。

**【請求項 9】**

前記無機担体物質が、 $\text{SiO}_2$ と、さらなる重金属酸化物、例えば $\text{ZrO}_2$ とから成ることを特徴とする、請求項1から8までのいずれか1項に記載の歯科材料。

**【請求項 10】**

前記無機担体物質が、歯科用ガラスから成ることを特徴とする、請求項1から9までのいずれか1項に記載の歯科材料。

**【請求項 11】**

前記担体物質がさらに、可溶化のために官能化された表面を有することを特徴とする、請求項1から10までのいずれか1項に記載の歯科材料。

**【請求項 12】**

前記有機担体物質が、 $\text{PMMA}$ 、又はメタクリレートコポリマーから成ることを特徴とする、請求項1から11までのいずれか1項に記載の歯科材料。

**【請求項 13】**

添加剤が最大で6質量%、又は最大で3質量%存在することを特徴とする、請求項1から12までのいずれか1項に記載の歯科材料。

**【請求項 14】**

前記歯科材料中に、さらに別の抗微生物性成分が均質に分配されていることを特徴とする、請求項1から13までのいずれか1項に記載の歯科材料。

**【請求項 15】**

前記さらなる抗微生物性成分が、モノカチオン性の殺菌剤、ジカチオン性の殺菌剤、オリゴマー若しくはポリマーのカチオン性殺菌剤、及び殺菌性重金属化合物から成る群に属することを特徴とする、請求項14に記載の歯科材料。

**【請求項 16】**

前記歯科材料中に、さらに別の抗微生物性成分が均質に分配されており、ここで特にモノカチオン性の殺菌剤、ジカチオン性の殺菌剤、オリゴマー若しくはポリマーのカチオン性殺菌剤、及び殺菌性重金属化合物が含まれていてよいことを特徴とする、請求項1から15までのいずれか1項に記載の歯科材料。

**【請求項 17】**

充填複合材、美観用複合材、義歯材質、人工歯、印象材、保護塗料、穴埋め材料、又は象牙質接合剤を製造するための、請求項1から16までのいずれか1項に記載の歯科材料の使用。